

資 料

イギリス2006年会社法 (14)

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

川 島 いづみ
中 村 信 男

イギリス2006年会社法 (14)

第33編 会社立法に基づき設立されたのではない 連合王国の会社 (UK COMPANIES NOT FORMED UNDER COMPANIES LEGISTRATION)

〔解 説〕

第1040条は、1985年会社法第680条に代替する規定であり⁽¹⁾、連合王国で設立されているが、会社法（または一定のそれ以前の立法）に基づいて設立されたのではない会社に適用される。これらの会社も本法の下で登記することを可能とするとともに、登記できる会社の種類について規定している。第1041条は、1985年会社法第683条を踏襲するジョイント・ストック・カンパニーの定義規定である。第1042条は、新設規定であって、第1040条に基づく登記についての規則制定権限を国務大臣に付与している。第1042条に基づく規則によって、1985年会社法第681条、第682条、第684条および附則21が廃止されることになる。第1043条は、1985年会社法第718条に代わる規定であり、会社法の規定を一定の未登記会社に適用するための規則制定権限を国務大臣に与えている。

本編中、第1043条は2007年4月6日から、他の条文は2009年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

第 1 章 会社立法に基づき設立されたのではないが、登記を許された会社 (Companies not formed under companies legislation but authorised to register)

(1) 条文の承継関係等の説明は、DTI, Explanatory notes on the Companies Act 2006 (2006) による。

第1040条 本法の下での登記を許された会社 (Companies authorised to register under this Act)

- (1) 本条は、次の各号に掲げる会社に適用される。
- (a) (ジョイント・ストック・カンパニー法の下で登記された会社を含めて) 1862年11月2日に存在していた会社、および、
- (b) 前号の日の後に (本法の施行の前後を問わず)、(i) 本法または従前の会社法を除く、議会の立法に従って、(ii) 開封勅許状 (letters patent) に従って、または、(iii) その他の法律に従って適切に構成されて、設立された会社
- (2) 前項の会社は申立をなすことにより本法の下で登記することができる。
- (3) 以下の規定に従い、第1項の会社は、無限責任会社、株式有限責任会社、または、保証有限責任会社として、登記することができる。
- (4) 議会の立法または開封勅許条により構成員の責任が制限される会社は、次の各号に掲げるところによる。
- (a) ジョイント・ストック・カンパニーを除いて、本条の下で登記することはできない。
- (b) 無限責任会社または保証有限責任会社として、本条の下で登記することはできない。
- (5) ジョイント・ストック・カンパニーでない会社は、株式有限責任会社として本条の下で登記することはできない。
- (6) 本条に基づく会社登記は、会社の解散を見込んで行われたことを理由に、無効とならない。

第1041条 「ジョイント・ストック・カンパニー」の定義 (Definition of “joint stock company”)

- (1) 第1040条 (本法の下での登記を許された会社) の適用において、「ジョイント・ストック・カンパニー」とは、次の各号に掲げる会社を意味する。
- (a) ストックとして保有または譲渡することができ、また、分割されて部分的に異なる方法で保有され、確定額の株式に細分化された確定額の永久払込済または額面株式資本を有する会社、および
- (b) 株式またはストックの保有者が構成員であって、他の者は存在しないという原則に基づいて形成された会社
- (2) 前項の会社は、本法の下で有限責任として登記されるときは、株式有限責任会社とみなされる。

第1042条 規則制定権限 (Power to make provisions by regulations)

- (1) 国務大臣は、次の各号に掲げる事項について、規則によって定めることができる。
- (a) 第1040条 (本法の下での登記を許された会社) に基づく登記に関する事項、および、
- (b) 会社法の規定に従って前号の登記をするための申立に関する事項
- (2) 規則制定権限の一般の効力にかかわらず、本条に基づく規則は、1985年会社法

(the Companies Act 1985 (c. 6)) 第22編第2章によって従前定められていた規定に対応する規定を、定めることができる。

(3) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第2章 未登記会社 (Unregistered companies)

第1043条 未登記会社 (Unregistered companies)

(1) 本条は、次の各号に掲げるものを除いて、連合王国において法人格を取得し、かつ、連合王国を事業の本拠地とする法人格のある団体に適用される。

(a) 議会の公的一般法によって法人格を取得し、その下で登記された団体

(b) 当該団体またはその構成員による利益の獲得を目的として事業を営むために形成されたのではない団体

(c) 国務大臣の指示により、当分の間本条の適用から除外される団体

(d) オープン・エンド型投資会社

(2) 国務大臣は、本条が適用される団体のすべてまたは特定の項目について、会社法の特定の規定を適用するための規則⁽²⁾を定めることができる。

(3) 前項の規則は、会社法の特定の規定が、特定の制限に服し、特定の調整および変更の下に適用されることを定めることができる。

(4) 本条は、次の各号に掲げることを定めるものではない。

(a) 本条に基づく規則により、会社法の規定が適用される団体を構成しもしくは規制する、制定法、国王の特許状または他の証書の全部または一部を、廃止または無効にすること

(b) 女王陛下の権限の特許状の代替または補完としての特許状の付与に制限すること

(5) 本条において「特定の」とは、当該規則において特定されることを意味する。

(6) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第34編 外国会社 (OVERSEAS COMPANIES)

〔解説〕

本編の規定は、連合王国外で法人格を取得した会社 (外国会社) に適用される。本編と本編の条項に基づいて制定される規則は、1985年会社法 (附則 21A ないし D を含む) 第23編の規定に代替するものである。元来、1985年

(2) 本条項に基づき、the Companies Acts (Unregistered Companies) Regulations 2007 (SI 2007/318) が制定され、第28編等の未登記会社に適用することなどが定められている。

社法第23編は、大英帝国 (Great Britain) 外で設立され、大英帝国に事業拠点を置く会社に適用されていたが、その後 EC の第11指令 (89/666/EEC) が連合王国に支店を有する外国会社にこれと異なる開示要件を課したことから、第11指令の開示要件を実施する規則が設けられるようになり、本編もこれを引き継いでいる⁽¹⁾。本編の規定により、外国会社は、社名、その他の詳細、計算書類と取締役報告書、担保など、種々の事項の登記を要求され、報告・開示要件に服する。

本編の規定は、2009年10月1日から施行されている。

[条 文]

総則 (Introduction)

第1044条 外国会社 (Overseas companies)

会社法において、「外国会社」とは、連合王国外で設立された会社をいう。

第1045条 会社の契約、会社による書面の作成 (Company contracts and execution of documents by companies)

(1) 国務大臣は、規則によって、当該規則に定める例外、調整または修正にしたがい、外国会社に第43条ないし第52条を適用する旨を定めることができる。

(2) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

詳細の登記 (Registration of particulars)

第1046条 詳細の登記義務 (Duty to register particulars)

(1) 国務大臣は、規則により、外国会社に対して、次の各号に掲げることを要求する旨を定めることができる。

(a) 登記のために登記官に対して、所定の詳細を記載した届出書を送付すること

(b) 登記官に対して、前号の届出書と共に所定の文書を送付すること

(2) 第1項の規則は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(a) ジブラルタル会社以外の会社については、連合王国に支店を開設するときは、詳細の登記を要求すべきこと

(b) ジブラルタル会社については、連合王国に支店を開設するときは、詳細の登記を要求できること、および

(c) いずれの場合にも、特定されたその他の状況において、詳細の登記を要求できること

(3) 前項において、「支店 (branch)」とは、会社法第11指令 (89/666/EEC) の意味における支店をいい、「ジブラルタル会社」とは、ジブラルタルにおいて設立された会社をいう。

(4) 第1項の規則は、本条に基づき会社が詳細を登記し、次の各号に掲げるものに

(1) DTI, Explanatory notes on the Companies Act 2006 (2006), at paras. 1327-1328.

変更が生じた場合には、当該会社が登記のために登記官に対して、所定の変更の詳細を記載した届出書を送付しなければならない旨を定めることができる。

- (a) 所定の詳細、または、
 - (b) 届出書と共に送付した文書
- (5) 第1項の規則は、次の各号に掲げることを定めることができる。
- (a) 本条に基づく届出書が登記のために、連合王国の所定の地域の登記官に送付されるよう要求すること、および、
 - (b) 前号の送付が、所定の期間の末日までになされるよう要求すること
- (6) 第1項の規則は、次の各号に掲げる事柄に応じて、異なる規定を設けることができる。

- (a) 当該会社が設立された場所、および、
 - (b) 当該会社が行う事業（または行うことを予定する事業）
- 本項は、異なる場合に異なる規定を設ける一般的な権限を制約するものではない。
- (7) 本条において、「所定の」とは規則において定められることを意味する。
- (8) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

第1047条 外国会社の登記社名 (Registered name of overseas company)

- (1) 第1046条（詳細の登記義務）に基づく規則は、詳細の登記を要求される外国会社に対して、その社名の登記を要求しなければならない。
- (2) 前項の社名は、次の各号に掲げる名称で足りる。
- (a) 当該会社の設立名（法人格を取得した国または領域の法律に基づく名称）、または
 - (b) 第1048条にしたがい定められるその代替名
- (3) 第5項に服する場合にのみ、EEA 諸国会社は、いつでもその設立名を登記することができる。
- (4) 前項以外の場合には、次の各号に掲げる第5編の規定が外国会社の社名の登記について適用される。
- (a) 第53条（禁止される名称）
 - (b) 第54条ないし第56条（疑義のある用語および表現）
 - (c) 第65条（会社の類型または法形態を示す用語の不適切な使用）
 - (d) 第66条ないし第74条（他の社名との類似）
 - (e) 第75条（誤導的な情報等に関する規定）
 - (f) 第76条（活動について誤認を与える社名）
- (5) 第57条（使用できる文字等）の規定はすべての場合に適用される。
- (6) 第4項または第5項に掲げる条項における社名変更は、第1048条の下では異なる社名の登記と読み替えるものとする。

第1048条 代替名の下での登記 (Registration under alternative name)

- (1) 第1046条の下で詳細の登記を要求される外国会社は、連合王国において事業を行う際に使用することを予定する、設立名以外の社名を特定する文書を、いつでも登記のために登記官に送付することができる。

- (2) 代替名を登記した外国会社は、従前登記した社名に代えて、連合王国において事業を行う際に使用することを予定する（設立名または代替名である）異なる名称を特定する文書を、いつでも会社の登記のために登記官に送付することができる。
- (3) 本条の下で当面登記される代替名は、連合王国における法律の適用について、会社の設立名と同様に扱われる。
- (4) 前項の定めは、次の各号に掲げるものには影響しない。
- (a) 本条または第1047条にいう当該会社の設立名、
 - (b) 当該会社の権利または義務、または、
 - (c) 当該会社による法的手続または当該会社に対する法的手続
- (5) 当該会社に対してその設立名または本条に基づき従前登記された社名によって係属し、または、その社名に対して開始された法的手続は、当面登記されたその名称によって係属したはその名称に対して開始されることができる。

その他の要件 (Other requirements)

第1049条 計算書類および報告書：一般 (Accounts and reports : general)

- (1) 国務大臣は、規則⁽²⁾により、第1046条の下で詳細の登記を要求される外国会社に対して、当該会社が本法の下で設立され登記された場合と同様に、次の各号に掲げることを要求する定めを設けることができる。
- (a) 計算書類および取締役報告書を作成すること、および、
 - (b) 会計監査役報告書を作成させること
- (2) 前項の規則は、第15編（計算書類および報告書）および第16編（監査）の規定の全部または一部を、そのまままたは修正の上、これについて適用することができる。
- (3) 国務大臣は、規則により、外国会社に対し、次の各号に掲げる文書の写しを登記官に送付するよう要求する定めを設けることができる。
- (a) 第1項の規則に従い作成する計算書類および報告書、または、
 - (b) 設立国の法律に基づき作成および監査を要求された計算書類および報告書
- (4) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1050条 計算書類および報告書：与信機関または金融機関 (Accounts and reports: credit or financial institutions)

- (1) 本条は、次に掲げる各号に当たる与信機関または金融機関に適用される。
- (a) 連合王国およびジブラルタル外において、法人格を取得したまたは設立された機関、
 - (b) 連合王国およびジブラルタル外にその本店を置く機関、かつ、
 - (c) 連合王国内にその支店を置く機関
- (2) 前項において、「支店」とは、当該機関の法的に独立した部門を構成し、その事業に本来的な業務の全部または一部を直接的に指揮する事業拠点を意味する。

(2) The Overseas Companies Regulations 2009 (SI 2009/1801) が制定されている。

(3) 国務大臣は、規則により、本条が適用される機関に対して、当該機関が本法の下で設立されまたは登記された会社である場合と同様に、次の各号に掲げることを要求する定めを設けることができる。

(a) 計算書類および取締役報告書を作成すること、および、

(b) 会計監査役報告書を作成させること

(4) 前項の規則は、第15編（計算書類および報告書）および第16編（監査）の規定の全部または一部を、そのまままたは修正の上、これについて適用することができる。

(5) 国務大臣は、規則により、本条が適用される機関に対し、次の各号に掲げる文書の写しを登記官に送付するよう要求する定めを設けることができる。

(a) 当該規則に従い作成する計算書類および報告書、または、

(b) 当該機関が本店を置く国の法律に基づき作成および監査を要求された計算書類および報告書

(6) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1051条 取引上の開示 (Trading disclosures)

(1) 国務大臣は、規則により、連合王国において事業を営む外国会社に対し、次の各号に掲げることを要求する定めを設けることができる。

(a) 特定の場所に特定の情報を掲示すること、

(b) 特定の文書または情報伝達手段に、特定の情報を記載すること、および、

(c) 事業の過程において取引対象者に対し求めに応じて特定の情報を提供すること

(2) 第1項の規則は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(a) 全ての場合に、第1046条の下で詳細を登記した会社に対し、第1047条の下で登記した社名の開示を要求するものとし、かつ、

(b) 特定の情報が掲示され、記載されまたは提供される方法について規定を設けることができる。

(3) 第1項の規則には、第83条（開示の懈怠に関する民事上の効果）および第84条（開示の懈怠に関する刑事上の効果）によって設けられる規則に相当する規則を設けることができる。

(4) 本条において「特定の」とは、規則において特定されることを意味する。

(5) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

第1052条 会社の担保 (Company charges)

(1) 国務大臣は、規則⁽³⁾により、登記外国会社の連合王国における財産に対する特定の担保を対象とする登記に関する定めを設けることができる。

(2) 第1項の権限には、次の各号に掲げることに関する規定を設ける権限を含む。

(a) (i) 連合王国の複数の箇所て詳細を登記し、(ii) 連合王国の複数の箇所

(3) The Overseas Companies (Execution of Documents and Registration of Charges) Regulations 2009 (SI 2009/1917) が制定されている。

財産を有する登記外国会社

- (b) 第1項の規則により、連合王国または連合王国の一部の箇所にあると否とを問わず、財産がそこにあるものとみなされる状況
 - (c) 特定の担保について登記外国会社による記録・登記の備置および検査
 - (d) 当該規則にしたがった担保の登記を懈怠することの効果
 - (e) 登記外国会社が当該規則に服さなくなる状況
- (3) 第1項の規則は、前項の趣旨において、そのまままたは修正の上、第25編（会社の担保）のいずれの規定でも適用することができる。
- (4) 第1項の規則は、規則または規則の特定の規定において言及することにより、第25編または同編の特定の規定を修正することができる。
- (5) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。
- (6) 本条において、「登記外国会社」とは、第1046条第1項の下で詳細を登記した外国会社を意味し、「特定の」とは、当該規則で特定されることを意味する。

第1053条 その他の届出書等 (Other returns etc)

- (1) 本条は、第1046条の下で詳細の登記を要求される外国会社に適用される。
- (2) 国務大臣は、規則により、次の各号に掲げる者が届出書を登記官に送付するよう要求する定めを設けることができる。
 - (a) (i) 解散され、または、(ii) 倒産手続、または、アレンジメント、改編もしくはその他これに類する手続に服し、またはこれを止めた、本条適用会社
 - (b) 本条が適用される会社の清算人
- (3) 前項の規則は、次の各号に掲げる事項を特定することができる。
 - (a) 届出書が作成されるべき状況
 - (b) 届出書に記載されるべき詳細、および、
 - (c) 届出書が作成されるべき期間
- (4) 国務大臣は、規則により、本条適用会社について、(スコットランドにおける) 公任収益管理人 (Judicial factor) の選任を登記官に通知するよう要求する規定を定めることができる。
- (5) 第2項の規則は、本法第1154条（一定の選任の登記官への通知義務）によって制定される規定に対応する規定を設けることができる。
- (6) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

補則 (Supplementary)

第1054条 罰則 (Offences)

- (1) 本編に基づく規則は、当該規則の特定の要件の遵守に責任を負う者を特定することができる。
- (2) 本編に基づく規則は、次の各号に掲げる者および状況に関する規定を含めて、罰則を設けることができる。
 - (a) 当該規則の特定の違反がある場合に責任を負う者、および、
 - (b) 前号の違反に責任を負うことに対して、抗弁となりうる状況または抗弁となり得ない状況

(3) 前項の規則は、次の各号に掲げることを規定してはならない。

(a) 禁錮、または、

(b) 陪審によらない有罪判決に基づく標準スケールのレベル5を超える罰金、および、違反が係属するときは、1日当たり標準スケールのレベル5の1割を超えない罰金の加算

(4) 本条において「特定の」とは、当該規則において特定されることを意味する。

第1055条 個人の住所の開示からの保護 (Disclosure of individual's residential address: protection from disclosure)

第1046条(外国会社:詳細の登記義務)に基づく規則が外国会社に対し個人が日常居住する住所の詳細の登記を要求するときは、当該規則には、第10編第8章(取締役の住所:開示からの保護)によって制定される定めに対応する規定を置かなければならない。

第1056条 送達文書を受領権限を有する者に関する要件 (Requirement to identify persons authorised to accept service of documents)

第1046条(外国会社:詳細の登記義務)に基づく規則は、外国会社に対し、次の各号に掲げる事項の登記を要求しなければならない。

(a) 連合王国に居住し、当該会社のために送達文書を受領する権限を有する者を特定する詳細

(b) 前号の者が存在しない旨

第1057条 届出書、通知等が送付されるべき登記官 (Registrar to whom returns, notices etc to be delivered)

(1) 本条は、連合王国の複数の地方において第1046条に基づく詳細の登記を要求されまたはこれを登記した外国会社に適用される。

(2) 国務大臣は、規則により、前項の会社の場合には、本編に基づき登記官への送付が認められまたは要求される文書等のいずれもが、次の各号に掲げる登記官に送付されるよう要求する定めを設けることができる。

(a) 当該会社が詳細の登記を要求されまたはこれを登記した連合王国の各箇所を管轄する登記官、または、

(b) 当該規則において特定されまたは定められる、連合王国の地方を管轄する登記官

(3) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1058条 登記しうる存在がなくなったことのお知らせ義務 (Duty to notice of ceasing to have registrable presence)

(1) 国務大臣は、規則により、外国会社に対して、次の各号に掲げることを求める定めを設けることができる。

(a) 第1046条第2項第(a)号または第(b)号にしたがい、支店の開設に続いて詳細を登記した場合に、当該支店を閉鎖するときは、登記官に通知を発すること

(b) 第1046条第2項第(c)号にしたがい、その他の状況で詳細を登記した場合に、詳細の登記義務を生じさせる状況がなくなったときは、登記官に通知を発するこ

と

(2) 第1項の規則は、前項の通知が、詳細に関する当初の届出書が送付された連合王国内の登記官になされるべきことを規定しなければならない。

(3) 第1項の規則は、通知がなされるべき期間を特定することができる。

(4) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1059条 支店移転の場合における規定の適用 (Application of provisions in case of relocation of branch)

本編の適用については、次の各号に定めるところによる。

(a) 連合王国のある地方から他の地方への支店の移転は、ある支店の閉鎖と他の支店の設置に当たる。

(b) 連合王国の同一の地方内における支店の移転は、前号に当たらない。

第36編 会社法における罰則 (OFFENCES UNDER THE COMPANIES ACTS)

〔解 説〕

本編の規定は、会社法の定める要件の違反について、会社と会社の役員の刑事罰を定めるものである。法改正作業において、1985年会社法のこれに相当する規定について、「任務懈怠のある役員」の意義が曖昧であることが指摘されていた⁽¹⁾。これを受けて、2006年会社法は、個人が違反について責任を負う状況をより明確にし(第1121条)、また、一定の状況において会社自体が刑事責任を免れるものとしている(第1122条)⁽²⁾。なお、第1123条は会社以外の団体に対する第1121条の適用関係を定めている。

第1125条は懈怠加算金の意義、第1126条は国務大臣等の同意が必要とされる一定の訴追、第1127条および第1128条は略式手続の裁判地と提訴期限、第1129条は法律専門家特権、第1130条は法人格のない団体に対する手続、第1132条は証拠となる文書等の閲覧等の申立について、それぞれ規定している。なお、第1131条には陪審によらない有罪判決による禁錮刑についての経過規定、第1132条には、施行前に犯された罪に関する経過規定が置かれている。

本編の規定は、罰則を定める制定法上のそれぞれの関連規定が施行されたとき(最も遅いもので2009年10月1日)に、それぞれに応じて施行されてい

(1) CRL, Modern Company Law for a Competitive Economy: Final Report (2001), Ch. 125, at paras. 15. 35-15. 54.

(2) DTI, Explanatory notes on the Companies Act 2006 (2006), at paras. 1433-1434.

る。

〔条 文〕

任務懈怠ある役員責任 (Liability of officer in default)

第1121条 任務懈怠ある役員責任 (Liability of officer in default)

(1) 本条は、会社に関する制定法に違反する場合に、任務懈怠ある会社役員が有罪となる旨を定める会社法 (the Companies Acts) の規定の適用について、効力を有する。

(2) 本条において、「役員」とは、次の各号に掲げる者を含む。

(a) 取締役、支配人、会社秘書役、および、

(b) 当該規定の適用において会社の役員として取り扱われる者

(3) 役員は、違反を承認もしくは許可し、違反に参加しまたはこれを阻止するための合理的なすべての手段を講じることが怠るときは、当該規定の適用において、「任務懈怠ある」ものとされる。

第1122条 任務懈怠ある役員としての会社の責任 (Liability of Company as officer in default)

(1) 会社は、他の会社の役員であるときは、当該会社の役員の人1人に任務懈怠がある場合を除いて、任務懈怠ある役員を罪を犯すことはない。

(2) 前項の罪が会社によって犯されるときは、当該役員もまた罪を犯したものとされ、訴追され、刑事責任を負う。

(3) 本条における「役員」および「罪」は、第1121条の定めるところによる。

第1123条 会社以外の団体に対する適用 (Application to bodies other than companies)

(1) 第1121条 (任務懈怠ある役員責任) は、会社以外の団体に対して、会社に対するのと同様に適用される。

(2) 会社以外の法人に対する適用については、次の各号に掲げるところによる。

(a) 会社の取締役は、次に掲げるように読み替えるものとする。

(i) 団体の業務がその構成員によって執行される場合には、当該団体の構成員

(ii) 他の場合には、当該団体のこれに相当する役員

(b) 会社の支配人または会社秘書役は、当該団体の支配人、秘書役またはこれに相当する役員と読み替えるものとする。

(3) パートナーシップに対する適用については、次の各号に掲げるところによる。

(a) 会社の取締役は、当該パートナーシップの構成員と読み替えるものとする。

(b) 会社の支配人または会社秘書役は、当該パートナーシップの支配人、秘書役またはこれに相当する役員と読み替えるものとする。

(4) パートナーシップ以外の法人格のない団体に対する適用については、次の各号に掲げるところによる。

(a) 会社の取締役は、(i) 団体の業務が構成員によって執行される場合には、当該団体の構成員、(ii) 他の場合には、統治団体の構成員と、読み替えるものと

する。

(b) 会社の支配人または会社秘書役は、当該団体の支配人、秘書役またはこれに相当する役員と読み替えるものとする。

1985年会社法における罰則 (Offences under the Companies Act 1985)

第1124条 1985年会社法の改正 (Amendments of the Companies Act 1985)

罰則に関する1985年会社法の改正は、附則 3 (Schedule 3) に定める。

総則 (General Provisions)

第1125条 「懈怠加算金」の意義 (Meaning of 'daily default fine')

(1) 本条は、有罪とされる者が陪審によらない有罪判決に基づき所定の額を超えない罰金に処せられる場合に、「違反が継続するときは」所定の額を超えない額に「違反の日数を乗じた額の罰金が加算される」ことの会社法における意義を定義するものである。

(2) 前項の意義は、その者が、その罪に関する第二審または後続の陪審によらない有罪判決に基づき、当該違反が継続する日ごとに、(前者の額を超えない罰金に処せられるのではなく) 後者の額を超えない罰金に処せられることを指す。

第1126条 一定の訴追のために要求される同意

(1) 本条は、次に掲げるいずれかの条項に基づく罪に関する手続に適用される。

本法第458条、第460条または第949条 (許可されない情報開示に関する罪)

本法第953条 (株式公開買付の資料に関する規則の遵守懈怠)

1985年会社法 (the Companies Act 1985 (c. 6)) 第448条、第449条、第450条、第451条または第453A条 (会社調査に関する罪)

本法第798条または1985年会社法第455条 (株式に関する制限を回避しようとする罪)

(2) 次の各号に掲げる罪について各々の者の同意による場合を除いて、イングランドおよびウェールズにおいて訴訟手続を提起することはできない。

(a) 次に掲げる条文に基づく罪について、国務大臣または公訴局長 (the Director of Public Prosecutions)

(i) 本法第458条、第460条または第949条、

(ii) 本法第953条、または、

(iii) 1985年会社法第448条、第449条、第450条、第451条または第453A条

(b) 本法第789条または1985年会社法第455条に基づく罪について、国務大臣

(3) 次の各号に掲げる罪について各々の者の同意による場合を除いて、北アイルランドにおいて訴訟手続を提起することはできない。

(a) 次に掲げる条文に基づく罪について、国務大臣または北アイルランド公訴局長 (the Director of Public Prosecutions for Northern Ireland)

(i) 本法第458条、第460条または第949条、

(ii) 本法第953条、または、

(iii) 1985年会社法第448条、第449条、第450条、第451条または第453A条

(b) 本法第789条または1985年会社法第455条に基づく罪について、国務大臣

第1127条 略式手続：裁判地 (Summary proceedings: venue)

- (1) 会社法に基づく罪に関する略式手続は、次の各号に掲げる場所で開廷される。
 - (a) 法人に対しては、当該法人が事業を行ういずれかの場所
 - (b) 他の者に対しては、その者の居所または所在地である所
- (2) 前項の定めは、本条を離れて実施しうる裁判管轄を侵害するものではない。

第1128条 略式手続：提訴期限 (Summary proceedings: time limit for proceedings)

- (1) イングランドおよびウェールズにおいて、下級判事裁判所 (a magistrates' court) において公判に付しうる会社法に基づく罪に関する情報は、次の各号に掲げる期間内に提出されるときは、公判に付すことができる。

- (a) 罪を犯したときから3年以内、および、
- (b) (事案により) 公訴局長または国務大臣が、自らの意見として、証拠が手続を正当化するに足りると認識するに至った日から12月以内

- (2) スコットランドにおいては、会社法に基づく罪に関する略式手続は、次の各号に掲げるところによる。

- (a) 罪を犯したときから3年の期間が終了する前に開始されなければならない。
- (b) 次の期間内であれば、いつでも開始することができる。
 - (i) 法務長官 (the Lord Advocate) が、自らの意見として、証拠が手続を正当化するに足りると認識するに至った日から12月以内、または、
 - (ii) 国務大臣により前述の証拠が法務長官に報告された場合には、国務大臣がこれを認識するに至った日から12月以内

- (3) 北アイルランドの下級判事裁判所は、次の各号に掲げる期間内に訴えがなされるときは、会社法に基づく略式訴訟の対象となる罪に関する訴えについて、審理し、判決を下す裁判管轄を有する。

- (a) 罪が犯されたときから3年以内、および、
- (b) (事案により) 北アイルランドの公訴局長または国務大臣が、自らの意見として、証拠が手続を正当化するに足りると認識するに至った日から12月以内

- (4) 本条において、証拠が手続を正当化するに足りると認識するに至った期日に関する (事案により) 公訴局長、法務長官、北アイルランド公訴局長または国務大臣の証明書は、終局的な証拠 (conclusive evidence) となる。

第1129条 法律専門家特権 (legal professional privilege)

会社法に基づく罪について提起された手続においては、法律専門家特権 (スコットランドでは、コミュニケーションの秘密) を理由に開示を拒絶できる情報を開示するよう要求しうる根拠は、同法には何人に対しても何ら存在しない。

第1130条 法人格のない団体に対する手続 (Proceedings against unincorporated bodies)

- (1) 法人格のない団体が会社法に基づく罪を犯したと訴える手続は、(構成員の名においてではなく) 当該団体の名称で提起されなければならない。
- (2) 前項の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (a) 文書の送達に関する裁判所の規則は、当該団体が法人格のある団体であるのと同様の効力を有する。
- (b) 次に掲げる条項は、法人に適用されるのと同様に適用される。
 - (i) イギリスおよびウェールズにおいては、1925年刑事裁判法 (the Criminal Justice Act 1925 (c. 86)) 第33条、および、1980年下級刑事裁判所法 (the Magistrates' Courts Act 1980 (c. 43)) 附則 3
 - (ii) スコットランドにおいては、1995年刑事手続 (スコットランド) 法 (the Criminal Procedure (Scotland) Act 1995 (c. 46)) 第70条および第143条
 - (iii) 北アイルランドにおいては、1945年 (北アイルランド) 刑事裁判法 (the Criminal Justice Act (Northern Ireland) 1945 (c. 15 (N. I.))) 第18条、および、1981年下級刑事裁判所 (北アイルランド) 令 (the Magistrates' Courts (Northern Ireland) Order 1981 (S. I. 1981/1675 (N. I. 26)) 附則 4
- (3) 会社法に基づく有罪判決により法人格のない団体に課される罰金は、当該団体の基金から支払われなければならない。

第1131条 イングランドおよびウェールズにおける陪審によらない有罪判決による禁錮刑：経過規定 (Imprisonment on summary conviction in England and Wales: transitory provision)

- (1) 本条は、イングランドおよびウェールズにおいて、有罪である者が陪審によらない有罪判決によって12月以下の禁錮に処される旨を定める会社法の規定に適用される。
- (2) 2003年刑事裁判法 (the Criminal Justice Act 2003 (c. 44)) 第154条第1項の施行前に犯された罪に関する関係では、「12月」は「6月」に代えるものとする。

文書の作成および閲覧 (Production and inspection of documents)

第1132条 罪が疑われる場合における文書の作成および閲覧 (Production and inspection of documents where offence suspected)

- (1) 本条の申立は、次の各号に掲げる者により各号に掲げる者に対し行うことができる。
 - (a) イングランドおよびウェールズにおいては、公訴局長、国務大臣、または、警察の長官 (a chief officer of police) により、高等法院の裁判官、
 - (b) スコットランドにおいては、法務長官により、司法委員会委員 (the Lords Commissioners of Justiciary) の1人、
 - (c) 北アイルランドにおいては、北アイルランド公訴局長、企業・取引・投資省 (the Department of Enterprise, Trade and Investment) または北アイルランド警察庁長官 (a chief superintendent of the Police Services of Northern Ireland) により、高等法院
- (2) 本条の下での申立において、次の各号に掲げる事項を信ずるに足りる合理的な訴因が示されるときは、本条に基づく命令を与えることができる。
 - (a) ある者が、会社の役員である間に、当該会社業務の運営に関連して罪を犯したこと

- (b) 前号の罪を犯した証拠が、当該会社が所有し、またはその支配下にある文書の中に存在するであろうこと
- (3) 前号の命令は、次の各号に掲げることを命ずることができる。
 - (a) 氏名を記載する者に、前項の罪の証拠を調査し、入手する目的で、当該文書またはその一部を閲覧する権限を与えること、または、
 - (b) 当該会社の会社秘書役、または命令に記載するその他の役員に対して、命令に氏名を記載された者に関して文書（またはその一部）を提出するよう要求すること
- (4) 本条は、第3項第(b)号に定める命令が本項によって付与されない場合を除き、会社が保有しまたはその支配下にある文書に適用されるのと同様に、銀行業を営む者が保有しまたはその支配下にある文書にも、その文書が会社業務に関する限りで、適用される。
- (5) 本条に基づく高等法院裁判官、司法委員会委員の一部または高等法院の決定は、終局決定である。
- (6) 本条において「文書」には、形態の如何を問わず記録された情報を含む。

補則 (Supplementary)

第1133条 経過規定 (Transitional provision)

本編の規定は、第1132条を除いて、関連規定の施行前に犯された罪には適用されない。

第37編 会社：補則

(COMPANIES : SUPPLEMENTARY PROVISIONS)

〔解説〕

本編には、会社の記録（第1134条ないし第1138条）、送達先住所（第1139条ないし第1142条）、文書または情報の送付・提供（第1143条ないし第1148条）、独立の評価に関する要件（第1149条ないし第1153条）、役員選任の通知（第1154条・第1155条）、裁判所および法的手続（第1156条・第1157条）について、補完的な規定が置かれている。第1136条、第1140条、第1142条、第1143条ないし第1148条、第1154条および第1155条は、新設規定である。

本編の規定の施行時期も、補完の対象となる条項の施行時期との関係から様々であるが、遅いものでも2009年10月1日からは施行されている。

〔条文〕

会社の記録 (Company records)

第1134条 「会社の記録」の意義 (Meaning of 'company records')

本編において、「会社の記録」とは、次の各号に掲げるものを意味する。

- (a) 会社法により会社による保存が義務づけられる登録簿、インデックス、計算記録、合意、覚書、議事録またはその他の文書、および、
- (b) 会社が保存する種々の社債権者名簿

第1135条 会社の記録の形態 (Form of company records)

(1) 会社の記録は、当該情報が将来の参照のために適切に記録されることを条件に、次に掲げる各号によることができる。

- (a) ハードコピーまたは電磁的形態で保存すること、および、
 - (b) 当該会社の取締役が適当であると思量する方法でアレンジすること
- (2) 記録は、電磁的形態で保存されるときは、ハードコピーの形態に再生できなければならない。
- (3) 会社が本条の遵守を怠るときは、任務懈怠のある会社のすべての役員が有罪となる。

(4) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続するときは、違反する日ごとに標準スケールのレベル3の1割を超えない額を加算される。

(5) 1979年2月12日より前に会社が作成した、会社債権者の名簿をハードコピーの形態で保存するよう要求する指示規定は、ハードコピーまたは電磁的形態で記録することを要求するものと読み替えられる。

第1136条 一定の会社記録が調査のために保存されるべき場合に関する規則 (Regulations about where certain company records to be kept available for inspection)

(1) 国務大臣は、規則により、関連規定の下での調査のために保存を要する会社の記録を、当該規定を遵守して保存する、会社の登記営業所以外の場所を特定する定めを設けることができる。

(2) 前項の「関連規定」とは、第114条(社員名簿)、第162条(取締役名簿)、第228条(取締役の任用契約)、第237条(取締役の責任補償)、第275条(会社秘書役名簿)、第358条(決議等の記録)、第702条(自己株式取得に関する契約)、第720条(私会社による資本からの自己株式の消却または取得に関する文書)、第743条(社債権者名簿)、第805条(株式の利害関係に関する公開会社による調査結果の社員に対する報告)、第809条(公開会社に開示される株式における利害関係の登録)、第877条(担保設定証書および担保の登記：イングランドおよびウェールズ)、および、第892条(担保設定証書および担保の登記：スコットランド)である。

(3) 第1項の規則は、当該会社の主たる事業拠点、当該会社が登記した連合王国の箇所、調査のために会社がその他の記録を保存する場所、またはその他の方法によって、場所を特定することができる。

(4) 第1項の規則は、当該規則に定める条件が充足される場合を除いて、会社は規則で定める場所に調査のために会社記録を保存することにより関連規定を遵守したことにはならない旨を定めることができる。

- (5) 第1項の規則は、次に掲げる各号に定めるところによる。
 - (a) 各関連規定に関して場所を定める必要はなく、
 - (b) 関連規定に関して複数の場所を定めることができる。
- (6) 調査のために会社記録を保存すべき関連規定の下での要件は、当該要件に服する全ての会社記録がそこに保存されている場合を除いて、規則で特定する場所に調査のために保存することによって充足されたことにはならない。
- (7) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1137条 記録の調査および写しの提供に関する規則 (Regulations about inspection of records and provision of copies)

- (1) 国務大臣は、規則により、会社法の規定によって要求される会社の義務について、次の各号に掲げることを求める規定を設けることができる。
 - (a) 会社記録を調査のために保存すること、または、
 - (b) 会社記録の写しを提供すること
- (2) 第1項の規則の遵守を怠る会社は、調査を拒否し、または、場合により、写しの提供を怠ったものと扱われる。
- (3) 第1項の規則は、次の各号に掲げるところによる。
 - (a) 調査の過程で情報の複写を許される状況と範囲を含めて、調査の時期、期間および方法について規定を設けることができ、
 - (b) 調査または複写のための情報の抽出および情報提供の性質、範囲および方法について、会社に要求できることを定めることができる。
- (4) 手数料を徴する権限がある場合には、手数料の額および算出の基礎について、第1項の規則に定めを設けることができる。
- (5) 本法または規則のいかなる規定も、次の各号に掲げる会社の行為を妨げるものではない。
 - (a) 規則の要求するもの以上に多くの便宜を提供すること、または、
 - (b) 手数料を課すことができる場合に、所定の金額より低額の手数を徴しまたは無償とすること
- (6) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1138条 変造に対する注意義務 (Duty to take precautions against falsification)

- (1) 会社記録が装丁した帳簿以外の形態により保存される場合には、次の各号に掲げることのために、適切な注意を払わなければならない。
 - (a) 変造を防ぐこと、および、
 - (b) 変造の発見を容易にすること
- (2) 会社が本条の遵守を怠るときは、懈怠ある会社のすべての役員が有罪となる。
- (3) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない額の罰金を科され、違反が継続するときは1日当たり標準スケールのレベル3の1割を超えない額を加算される。
- (4) 本条は、次の各号に掲げる条文の下で保存を要求される文書には適用されない。

- (a) 第228条 (取締役の任用契約またはその条件の覚書きの写し)
- (b) 第237条 (適格責任補償)

送達先住所 (Service addresses)

第1139条 会社に対する文書の送達 (Service of document on company)

- (1) 本法の下で登記された会社に対する文書は、当該会社の登記営業所への配達、または、同所を宛先とする郵送によって、送達することができる。
- (2) 第1046条の下で詳細を登記した外国会社に対する文書は、次の各号に掲げる方法によって送達することができる。
 - (a) 当該会社のために送達文書を受領する権限を有し、連合王国に居住する者の登記住所への配達、もしくは、同所を宛先とする郵送、または、
 - (b) 前号の者が存しない場合、前号の者が送達を拒絶する場合、もしくは、その他の理由で送達を実施できない場合には、当該会社の連合王国内の営業拠点への配達または同所を宛先とする郵送
- (3) 本条において当該者の「登記住所 (registered address)」とは、公的調査の対象となる登記の一部において当該者について現在の住所として当面表示されている住所を意味する。
- (4) スコットランドまたは北アイルランドにおいて登記された会社がイングランドおよびウェールズにおいて事業を営む場合、イングランドおよびウェールズの裁判所の当該会社に対する令状 (the process) は、当該会社のイングランドおよびウェールズにおける支配人その他の主任役員に宛てて、イングランドおよびウェールズにおける当該会社の主たる事業拠点に対する配達、または、同所を宛先とする郵送によって送達することができる。本条に基づき会社に対して令状が送達される場合、当該令状の送達を受けた者は、その写しを郵送により当該会社の登記営業所に送付しなければならない。
- (5) 送達その他の事項に関する更なる規定は、会社情報伝達規定 (第1143条参照) において制定するものとする。

第1140条 取締役、会社秘書役その他に対する文書の送達 (Service of documents on directors, secretaries and others)

- (1) 本条の適用対象者に対する文書の送達は、その者の登記住所への配達、または、同所を宛先とする郵送によって、行うことができる。
- (2) 本条は、次の各号に掲げる者に適用される。
 - (a) 会社の取締役または会社秘書役、
 - (b) 第1046条の下で詳細を登記した外国会社の場合には、同条に基づく規則によって本条の適用について特定される地位にある者、
 - (c) (i) (スコットランドにおける) 公任収益管理人、(ii) 1993年チャリティー法 (the Charities Act 1933 (c. 10)) 第18条の下で選任される財産管理人 (a receiver and manager)、または、(iii) 2004年会社 (監査、調査およびコミュニティ企業) 法 (the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) 第47条の下で選任される支配人として、会社との

関係で選任された者

(3) 本条は、当該文書の作成目的にかかわらず適用される。本条の適用は、第2項にいう選任もしくは地位との関係、または、当該会社との関係によって生ずる趣旨での送達に限定されない。

(4) 本条において当該者の「登記住所 (registered address)」とは、公的調査の対象となる登記の一部において当該者の現在の住所として当表示されている住所を意味する。

(5) 前項の住所の変更が登記官に通知される場合、変更の通知が登記される日から14日経過するまでは、有効に従前の登記住所に宛てて文書を送達することができる。

(6) 次の各号に掲げる場合には、本条によって送達効力をもつものではない。

(a) 住所の登記に関する選任の終了通知が登記され、かつ、当該住所がその他の選任との関係でも当該者の登記住所ではない場合

(b) 第2項第(b)号にいう地位を有する者については、外国会社が、第1046条の下で詳細の登記を要求されることとなる連合王国との関係を何ら有しなくなった場合

(7) 送達その他の事項に関する更なる規定は、会社情報伝達規定(第1143条参照)において制定するものとする。

(8) 本条の規定は、法域外への送達の許可を要求する立法または法原則に、何ら影響を与えるものではない。

第1141条 送達先 (Service addresses)

(1) 会社法において、「送達先 (Service addresses)」とは、当該者に対して文書が有効に送達される住所を意味する。

(2) 国務大臣は、規則により、送達先について遵守すべき条件を特定する規定を設けることができる。

(3) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1142条 送達先に関する要件 (Requirement to give service address)

会社法において住所を知らせるべき義務は、別段の定めがない限り、当該者に対する送達先を知らせるべき義務である。

文書または情報の送付・提供 (Sending or supplying documents or information)

第1143条 会社情報伝達規定 (The company communications provisions)

(1) 第1144条ないし第1148条、および、附則4および5(「会社情報伝達規定」)の規定は、会社に対してもしくは会社により、文書もしくは情報の送付または提供を承認しまたは要求する会社法の規定について、効力を有する。

(2) 会社情報伝達規定は、立法によって課される要件、または、立法によって設けられたこれに反する規定に服する。

(3) とりわけ、登記官に送付されまたは提供される文書または情報との関係では、会社情報伝達規定は、第35編の規定に服する。

(4) 第2項の適用に当たり、文書または情報がハードコピー、電磁的形態またはウェブサイト上で、送付または提供されることを明文で許容することのみをもって、当

該規定が会社情報伝達規定に反するものとはみなされない。

第1144条 文書または情報の送付・提供 (Sending or supplying documents or information)

- (1) 会社に対して送付または提供される文書または情報は、附則 4 の規定にしたがって送付または提供されなければならない。
- (2) 会社は、文書もしくは情報を送付または提供するときは、附則 5 の規定にしたがって、送付または提供しなければならない。
- (3) 第 2 項にいう規定は、ある会社から別の会社に送付または提供されるべき文書または情報に、適用される (第 1 項にいう規定は適用されない)。

第1145条 ハードコピーに関する権利 (Right to hard copy version)

- (1) 会社の構成員または社債権者は、会社からハードコピー以外の形態で文書または情報を受領した場合、会社に対し当該文書または情報をハードコピー形態で提供しよう請求することができる。
- (2) 会社は、会社の構成員または社債権者から前項の請求を受けた日から 21 日以内に、当該文書または情報をハードコピーで送付しなければならない。
- (3) 会社は、前項の形態での文書または情報の提供について手数料を徴してはならない。
- (4) 会社が本条の遵守を怠るときは、当該会社および任務懈怠のある全ての会社役員が有罪となる。
- (5) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 3 を超えない額の罰金を科され、違反が継続するときは、1 日当たり標準スケールのレベル 3 の 1 割を超えない額の罰金を加算される。

第1146条 信頼性要件 (Requirement of authentication)

- (1) 本条は、会社に対して送付もしくは提供される文書または情報の信頼性について適用される。
- (2) ハードコピーの形態で送付もしくは提供される文書または情報は、その送付者または提供者の署名があれば、十分な信頼性を有する。
- (3) 電磁的形態で送付もしくは提供される文書または情報は、次の各号に掲げる場合には、十分な信頼性を有する。
 - (a) 送付者が当該会社の特定する方法で確認される場合、または、
 - (b) 会社による前号の特定がなされていないときは、当該情報伝達に送付者の確認に関する記載が含まれまたは確認文書が添付されており、会社に、当該記載または文書の真実性について疑うべき理由がない場合
- (4) 文書または情報のある者のために他の者が送付または提供する場合、本条は、会社が前者のために後者が有する権限の合理的な証拠を要求することができる旨を定める定款の規定に、何ら影響を与えないものではない。

第1147条 文書または情報の配達とみなされる場合 (Deemed delivery of documents and information)

- (1) 本条は、会社が送付または提供した文書および情報に適用される。

(2) 次の各号に掲げる場合には、郵送に置かれた後48時間内に、意図された受領者がこれを受領したものとみなされる。

(a) 文書または情報が(ハードコピーであると電磁的形態であるとを問わず)、連合王国内の住所に宛てて郵送される場合であって、かつ、

(b) 会社が、適切に宛先を記載し料金を支払い、投函したことを証明できる場合

(3) 次の各号に掲げる場合には、送付後48時間以内に、意図された受領者がこれを受領したものとみなされる。

(a) 文書または情報が電磁的方法によって提供される場合であって、かつ、

(b) 会社が、適切にアドレスされたことを示すことができる場合

(4) 文書または情報がウェブサイト上で送付または提供される場合には、次の各号に掲げるときに、意図されて受領者がこれを受領したものとみなされる。

(a) 当該資料が最初にウェブサイト上で利用可能となったとき、または、

(b) 前号よりも後に、当該資料がウェブサイト上で利用可能であることの通知を当該受領者が受け取ったとき

(5) 本条における時間の計算には、営業日でない日は参入されないものとする。

(6) 本条は、次の各号に掲げる規定に服する。

(a) 会社からその構成員に送付もしくは提供される文書または情報への適用については、本条に反する定款の定め

(b) 会社からその社債権者に送付もしくは提供される文書または情報への適用については、本条に反する社債設定証書の規定

(c) 会社の構成員または社債権者以外の立場の者に会社から送付もしくは提供される文書または情報への適用については、本条に反する会社と当該者間の合意における規定

第1148条 会社情報伝達規定の解釈 (Interpretation of company communications provisions)

(1) 会社情報伝達規定において、「住所」には電磁的形態での文書もしくは情報の送付または提供に使われる複数のアドレスを含み、「会社」にはいかなる法人も含み、「文書」には召喚状、通知、命令またはその他の法的召喚令状および登記を含む。

(2) 会社情報伝達規定において、文書もしくは情報の送付または提供を許可または要求する会社法の規定に言及するときは、表現の如何を問わずそのような規定のすべてを含むものとし、送付もしくは提供される文書または情報に言及するときは、そのように解釈されるものとする。

(3) 会社情報伝達規定において、会社によりまたは会社に対して送付もしくは提供される文書または情報に言及するときは、当該会社のために行為する会社の取締役によりまたは取締役に対して送付または提供される文書または情報への言及を含む。

独立の評価に関する要件 (Requirements as to independent valuation)

第1149条 評価要件の適用 (Application of valuation requirements)

第1150条ないし第1153条の規定は、第93条(公開会社の再登記:非金銭的対価による最近の株式割当て)、第593条(非金銭資産を対価とする公開会社の株式の割当て)、

および、第599条（公開会社に対する非金銭資産の移転）によって要求される評価および報告書に適用される。

第1150条 適格独立者による評価 (Valuation by qualified independent person)

(1) 評価および報告は、次の各号に掲げる者（評価者）によりなされなければならない。

(a) 法定監査役（第1212条参照）として選任される資格を有する者であって、かつ

(b) 第1151条の独立性要件を満たす者

(2) ただし、評価者は、次の各号に掲げる他の者が、当該対価またはその一部の評価をなすことが合理的であると認める場合には、本条に基づき自身の報告書の作成を可能とする報告書とともに、その者の評価をアレンジしたまたは受け入れることができる。

(a) 当該対価またはその一部を評価するために必要な知識および経験を有するとみられ、かつ

(b) (i) 当該会社、または、(ii) 当該会社の子会社、持株会社もしくは当該会社の持株会社の子会社である他の法人の役員または従業員ではなく、そのような役員・従業員のパートナーもしくは被用者でない者

(3) 第2項第(b)号にいう役員または従業員には、会計監査役は含まれない。

(4) 評価者以外の者が対価またはその一部を評価するときは、評価者の報告書には、その旨と次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) 当該他の者の氏名および当該評価を行うためにその者が有する知識と経験、および、

(b) 当該他の者によって評価されたのは対価のどの部分か、評価に使用された評価方法、および、評価のなされた期日

第1151条 独立性要件 (The independence requirement)

(1) 次の各号に掲げる場合にのみ、第1150条の適用について独立性要件が満たされる。

(a) (i) 当該会社の役員もしくは従業員、または、(ii) そのような者のパートナーもしくは従業員、または、そのような者がパートナーであるパートナーシップではない場合、

(b) (i) 当該会社の関係企業 (an associated undertaking) の役員もしくは従業員、または、(ii) そのような者のパートナーもしくは従業員、または、そのような者がパートナーであるパートナーシップではない場合、および

(c) (i) その者またはその者の関係者 (associate) と、(ii) 当該会社または当該会社の関係企業との間に、国務大臣の制定する規則において特定される種類の関係が存在しない場合

(2) 会計監査役は、前項の適用において会社の役員または従業員とはみなされない。

(3) 本条において、「関係企業」とは次の各号に掲げる者を意味し、「関係者」とは

第1152条にいう意味を有する。

- (a) 当該会社の親企業または子企業、または、
 - (b) 当該会社の親企業の子企業
- (4) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1152条 「関係者」の意味 (Meaning of 'associate')

- (1) 本条は、第1151条（評価：独立性要件）の適用のために、「関係者」を定義する。
- (2) 個人については、「関係者」とは次の各号に掲げる者を意味する。
- (a) 配偶者もしくは民事上のパートナーまたは未成年の子または継子、
 - (b) その者が取締役である法人、および、
 - (c) その者の従業員またはパートナー
- (3) 法人については、「関係者」とは次の各号に掲げる者を意味する。
- (a) 当該法人が取締役である法人、
 - (b) 当該法人と同じ企業グループに属する法人、および、
 - (c) 当該法人もしくは当該法人と同一グループに属する法人の従業員またはパートナー
- (4) 適用される法律の下で法人格を有するパートナーシップについては、「関係者」とは次の各号に掲げる者を意味する。
- (a) 当該パートナーシップが取締役である法人、
 - (b) 当該パートナーシップの従業員またはパートナー、および、
 - (c) 当該パートナーシップのパートナーの関係者である者
- (5) 適用される法律の下で法人格のないパートナーシップについては、「関係者」とは、そのパートナーの関係者である者を意味する。
- (6) 有限責任パートナーシップについては、本条にいう「取締役」は「構成員」と読み替えて適用する。

第1153条 評価者に対する完全開示 (Valuer entitled to full disclosure)

- (1) 会社が受領しまたは付与することとなる対価について評価を行いまたは報告書を作成する者は、当該会社の役員に対して、次の各号に掲げる目的のために必要と考える情報および説明を要求する権限を有する。
- (a) 評価を行いまたは報告書を作成すること、および、
 - (b) 第596条第3項または第600条第3項（他の者により評価が行われる場合に要求される注記）により要求される注記をすること
- (2) 本項が適用されるステイトメントを、故意または重過失により、重要な事項について誤導的、虚偽または詐欺的に行う者は、有罪となる。
- (3) 第2項が適用されるのは、次の各号に掲げるステイトメントある。
- (a) 評価または報告書の作成を行う者に対して（口頭または文書で）なされるもの、
 - (b) 第1項の下で評価者等が要求しまたは要求する権限を有する情報または説明を、伝えまたは伝えようとするもの

- (4) 第2項の下で有罪となる者は、次の各号に掲げる罰に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決により、2年を超えない禁錮もしくは罰金（またはその併科）
- (b) 陪審によらない有罪判決により、(i) イングランドおよびウェールズでは、12か月を超えない禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）、(ii) スコットランドまたは北アイルランドでは、6か月を超えない禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

一定の役員の選任通知 (Notice of appointment of certain officers)

第1154条 一定の選任等の登記官への通知義務 (Duty to notify registrar of certain appointments etc)

- (1) 会社に関する次の各号に掲げる者の選任は、登記官に通知しなければならない。
- (a) (スコットランドでは) 公任収益管理人、
- (b) 1993年チャリティー法 (the Charities Act 1933 (c. 10)) 第18条の下で選任される財産管理人 (a receiver and manager)、または、
- (c) 2004年会社 (監査、調査およびコミュニティー企業) 法 (the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) 第47条の下で選任される支配人
- (2) 前項の通知は次の各号に掲げる者によりなされなければならない。
- (a) 公任収益管理人の選任の場合は、当該公任収益管理人、
- (b) 1993年チャリティー法 (the Charities Act 1933 (c. 10)) 第18条に基づく財産管理人の選任の場合は、チャリティー委員会 (the Charity Commission)
- (c) 2004年会社 (監査、調査およびコミュニティー企業) 法 (the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) 第47条に基づく支配人の選任の場合は、コミュニティー利益会社の規制機関
- (3) 第1項の通知は、(法的召喚状を含む) 文書の送達が選任された者に対して効力を有する住所を特定しなければならない。送達先住所の変更は、選任された者により登記官に対して通知されなければならない。
- (4) 本条に基づき選任の通知がなされた場合、選任終了の通知も、登記官に対してなされなければならない。この通知は、第2項に定める者によってなされなければならない。

第1155条 通知の懈怠に関する罰則 (Offence of failure to give notice)

- (1) 公任収益管理人は、選任から14日以内に第1154条にしたがい選任の通知をなすことを懈怠するときは、有罪となる。
- (2) 本条に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により標準スケールのレベル5を超えない罰金に処せられ、違反が継続するときは、1日あたり標準スケールのレベル5の1割を超えない額を加算される。

裁判所および法的手続 (Courts and legal proceedings)

第1156条 「裁判所」の意義 (Meaning of 'the court')

(1) 別段の定めのある場合を除き、会社法において「裁判所 (the court)」とは次の各号に掲げるものを意味する。

(a) イングランドおよびウェールズでは、高等法院 (the High Court) または (第3項に服して) 州裁判所 (a county court)

(b) スコットランドでは、控訴裁判所 (the Court of Session) または執行官代理裁判所 (the sheriff court)

(c) 北アイルランドでは、高等法院 (the High Court)

(2) 前項の意義における裁判所に管轄権を付与する会社法の規定は、連合王国内の裁判所間における管轄の割当または事業の分配に関する立法または法原則に服する。

(3) 大法官 (the Lord Chancellor) は、首席裁判官 (the Lord Chief Justice) の同意を得て、次の各号に掲げることを命ずることができる。

(a) 州裁判所を、会社法に基づく管轄を有する裁判所から除外すること

(b) 会社法に基づく管轄について、州裁判所の地方またはその一部を他の州裁判所に併合すること

(4) 首席裁判官は、(2005年法律改革法 (the Constitutional Reform Act 2005 (c. 4)) 第109条第4項に定める) 裁判上の役職保有者 (the judicia office holder) を第3項の下での職務を果たす者に指名することができる。

第1157条 裁判所の救済権限 (Power of court to grant relief in certain cases)

(1) 次の各号に掲げる者に対する過失、任務懈怠、義務違反または信託違反に関する訴訟において、当該事案を審理する裁判所が、当該役員または当該者は責任を負うもしくは負いうるが、その者は誠実かつ合理的に行為しており、(その者の選任に関する事情も含めて) 事案の全ての状況を勘案してその者が公正に責任を免れるべきであると思量するときは、当該裁判所は、適当と思量する条件の下でその者の責任の全部または一部を免除することができる。

(a) 会社の役員、または、

(b) (当該会社の役員であると否とを問わず) 会計監査役として会社に雇用される者

(2) 前項の役員または者が、過失、任務懈怠、義務違反または信託違反について自らに対する請求が提起されるおそれがあると考えられる合理的理由を有するときは、次の各号に定めるところによる。

(a) 当該者は裁判所に対して救済の申立を提起することができ、

(b) 裁判所は、過失、任務懈怠、義務違反または信託違反についてその者に対する訴訟手続が提起された際に当該裁判所が有するのと、同様の救済権限を有する。

(3) 第1項が適用される事案を陪審とともに審理する裁判官は、証拠の審理の後に、被告 (the defendant) が (スコットランドでは the defender) 同項により、訴求されている責任の全部または一部を免除されるべきであるとの心証を得たときは、

当該事案について陪審による審理を取り止め（スコットランドでは、decree of absolvitor を付与し）、当該裁判官が適当と思量する条件、裁判費用その他の下で、直ちに被告を陪審によらない裁判に移すことができる。

第39編 会社：部分改正 (COMPANIES : MINOR AMENDMENT)

〔解 説〕

本編では、1985年会社法等の条項について、部分改正を定めている。第1175条と附則9は、1985年会社法第249A条を改正して小規模なチャリティーである会社について監査の要件を免除し、第1176条は、国務大臣の民事訴訟提起権に関する1985年会社法第438条を失効させて同法第439条および第453条に必要な改正を施し、第1177条は、取締役に関する1985年会社法第10編の多くの規定を失効させ、第1178条は、保険会社等に定期開示を求める1985年会社法第720条と関係する附則23を失効させ、第1179条は、会社法に関する事項について年次報告書で取り上げる国務大臣の義務に関する1985年会社法第729条を失効させ、第1180条は会社担保に関する1989年法第4編の規定を失効させている。また、第1181条は、RTE会社・RTM会社の定款等の閲覧を容易にするために関連法規の改正権限を国務大臣に与えている。

本編中、第1175条、第1180条および第1181条は2009年10月1日から、その他の条文は、2007年4月6日から施行されている。

〔条 文〕

第1175条 慈善団体の計算書類および監査に関する特別規定の削除 (Removal of special provisions about accounts and audit of charitable companies)

(1) 1985年会社法 (the Companies Act 1985 (c. 6)) 第7編および1986年会社 (北アイルランド) 令 (the Companies (Northern Ireland) Order 1986) 第8編 (計算書類および監査) は、慈善を目的とする会社についての特別規定を削除するべく、本法附則9に従って改正される。

(2) 前項にいう附則において、第1編は1985年会社法の規定の廃止およびそれに伴う改正を定め、第2編は1986年会社 (北アイルランド) 令の規定の廃止およびそれに伴う改正を定める。

第1176条 会社に代わって民事訴訟を提起する国務大臣の権限 (Power of Secretary of State to bring civil proceedings on company's behalf)

(1) 1985年会社法第438条 (会社に代わって民事訴訟を提起する国務大臣の権限) は効力を失うものとする。

- (2) 同法第439条(会社業務の調査費用)は、次の各号に掲げるところによる。
- (a) 第2項の中の「または、第438条の下で提起された訴訟手続の費用の全部または一部を支払うことを命じ」という部分を削除する。
 - (b) 第3項および第7項(第438条に関する部分)を削除する。
 - (c) 第8項は、次に掲げるところによる。
 - (i) 「第2項および第3項」は「第2項」とする。
 - (ii) 「および、第2項によって課される責任は、第3項の下での責任から全ての者を(前述のように)免除する責任である」は削除する。
- (3) 同法第453条第1A項(外国会社の調査:適用されない規定)において、第(b)号(第438条に関する部分)は削除する。
- (4) 本条は、本条の施行前に第438条に基づいて提起された訴訟に何ら影響するものではない。

第1177条 会社取締役に関する一定の規定の失効 (Repeal of certain provisions about company directors)

1985年会社法第10編の次の規定は、効力を失う。

第311条(取締役に対する非課税支払いの禁止)

第323条および第327条(取締役による株式オプション取引の禁止)

第324条ないし第326条、第328条、第329条、および、附則13第2編ないし第4編(取締役の権益の登記)

第343条および第344条(銀行による開示のための特別手続)

第1178条 一定の会社が定期的な文書を公示する旨の要件の廃止 (Repeal of requirement that certain companies publish periodical statement)

次の規定は、効力を失う。

1985年会社法第720条(定期的な文書を公示すべき一定の会社) および同法附則23(第720条の文書の様式)

第1179条 国務大臣が年次報告書を作成する旨の要件の失効 (Repeal of requirement that Secretary of State prepare annual report)

1985年会社法第729条(会社法内の事項に関する国務大臣の議会に対する年次報告書)は、効力を失う。

第1180条 会社担保に関する一定の規定の失効 (Repeal of certain provisions about company charges)

施行されていない1989年会社法(the Companies Act 1989(c. 40))第4編(会社債務の登記)は、効力を失う。

第1181条 RTE会社およびRTM会社の定款等の閲覧 (Access to constitutional documents of RTE and RTM companies)

- (1) 国務大臣は、命令により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
- (a) RTE会社の定款またはその他の基礎的文書の規定を容易に閲覧できるように、1993年借地改革、住宅および都市開発法(the Leasehold Reform and Urban Development Act 1993(c. 28))第1編第1章を改正すること

- (b) RTM 会社の定款またはその他の基礎的文書の規定を容易に閲覧できるように、2002年集合住宅共同所有制および借地改革法 (the Commonhold and Leasehold Reform Act 2002 (c. 15)) 第 2 編第 1 章 (借地改革) を改正すること
- (2) 第 1 項にいう会社定款またはその他の基礎的文書の規定には、法律によってこれら文書に含まれる規定を含む。
- (3) 本条に基づく命令は、議会の不採択決議手続に服する。
- (4) 本条において、「RTE 会社」とは、1993年借地改革、住宅および都市開発法第 1 編第 1 章におけるのと同様の意義を有し、「RTM 会社」とは、2002年集合住宅共同所有制および借地改革法第 2 編第 1 章におけるのと同様の意義を有する。

〔川島いづみ〕

第47編 卷末規定 (FINAL PROVISIONS)

〔解 説〕

2006年会社法第47編は、同法の略称 (short title) (第1298条) と、その適用範囲 (第1299条) および規定別の施行時期 (第1300条) を定める。このうち、第1298条に定める本法の略称は、当初は会社法改正法 (the Company Law Reform Act) とされていたが、2006年会社法 (the Companies Act 2006) へと変更された。それは、2006年会社法の規定の多くが従前の会社法規定に対して修正・追加を施してはいるが、同法の相当部分が1985年会社法および1989年会社法の規定をリステートするものでもあるため、その意味で、2006年会社法が部分改正法の形をとりながら、実質的には統括法 (Consolidation Act) でもあることを反映するものである⁽¹⁾。

なお、第47編の各規定は、第1300条第 1 項第 (d) 号により、本法の成立時である2006年11月 8 日から施行されている。

〔条 文〕

第47編 卷末規定 (Final provisions)

第1298条 略称 (Short title)

本法の略称は、2006年会社法 (the Companies Act 2006) とする⁽²⁾。

- (1) Palmer's Company Law : Annotated Guide to the Companies Act 2006, 2nd ed., 2009, p. 1088.
- (2) 2006年会社法の正式名称は、「会社法を改正して会社に関する法令の大部分をリステートし、会社およびその他の事業組織形態に関する規定を別途定め、

第1299条 適用範囲 (Extent)

別段の定めがある場合（または別段の取扱いが要求される事情のある場合）を除き、本法の規定の適用範囲は、連合王国全体に及ぶ。

第1300条 施行時期 (Commencement)

- (1) 以下の各号に定める規定は、本法の成立の日にこれを施行する。
- (a) 第43編（透明性確保義務および関連事項 (transparency obligations and related matters)）。ただし、2000年金融サービス・市場法 (c. 8) 第6編中の「規制市場」(regulated market) の定義に係る修正を定める附則15の第11条第2項は除く。
 - (b) 第44編（雑則）のうち、第1274条（保険数理基準等に係る団体に対する特権付与 (grants to bodies concerned with actuarial standards etc)）および第1276条（スコットランドおよび北アイルランドへの規定の適用）
 - (c) 第46編（一般補足規定 (general supplementary provisions)）。ただし、第1295条および附則16（廃止規定一覧 (repeals)）は除く。
 - (d) 本編
- (2) 本法の規定で前項に定める規定以外のすべての規定は、国務大臣または財務省の命令⁽³⁾によって定めることができる日にこれを施行する。

[中村信男]

取締役の資格剥奪と商号、会計監査役および保険数理人 (actuaries) に関する規定を設け、2002年企業法第9編を改正し、かつ、関連する目的を有する法律」(an Act to reform company law and restate the greater part of the enactments relating to companies; to make other provisions relating to companies and other forms of business organisations; to make provisions about directors' disqualification, business names, auditors and actuaries; to amend Part 9 of the Enterprise Act 2002; and for connected purposes) である。

- (3) これまでに、11の施行令が發布されている。紙幅の関係で施行令の名称表記は省略するが、詳細は、イギリスの電子政府サイト (<http://www.legislation.gov.uk/>) 内の2006年会社法の頁における同法第47編の部分 (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/part/47>) を参照されたい。